令和８年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和８年11月26日

門真市長　宮本　一孝

記

１　見積合せに付する事項

⑴　件名　上馬伏配水場塩水ポンプ及び次亜サイホン止めチャッキ弁修理

⑵　履行場所　門真市四宮２丁目２番 43 号　上馬伏配水場内

⑶　概要　上馬伏配水場塩水ポンプ及び次亜サイホン止めチャッキ弁修理

⑷　契約期間　契約締結日から令和９年３月31日まで

２　見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者とします。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。　ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月６日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わ

らず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年４月１日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑹　その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。

⑺　令和８年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「２－ｄの水処理設備保守点検」に登録していること。

３　見積合せ参加の申出

⑴　本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式Ａ）及び見積書（様式Ｂ）各１部を次のとおり提出しなければなりません。なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

ア　受付期間及び受付時間

令和８年11月26日（木）から同年12月10日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

イ　提出先

〒571-8585　門真市中町１番１号　門真市役所　本館２階

門真市環境水道部　経営総務課

電話　直通　　06(6902)5873

大代表　06(6902)1231（内線3223）

代表　　072(885)1231（内線3223）

⑵　見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）よりダウンロードで交付します。

ア　交付書類

(ｱ)　見積合せ参加申出書（様式Ａ）

(ｲ)　仕様書

(ｳ)　見積書（様式Ｂ）

(ｴ)　質問・回答書（様式Ｃ）

(ｵ)　電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（電子契約希望者のみ使用）

イ　交付期間　令和８年11月26日（木）から同年12月10日（木）の午後５時30分まで

ウ　仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合には、次の①に定める期間に次の②の問合せ先へ質問・回答書（様式Ｃ）を使用して、ＦＡＸ又は電子メールにて質問してください。また、ＦＡＸ又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をして

ください。

① 期間

令和８年11月26日（木）から同年12月２日（水）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）の間に行ってください。

② 問合せ先

門真市中町１番１号　門真市役所　本館２階

門真市環境水道部　経営総務課

電話　直通　　06（6902）5873

大代表　06（6902）1231（内線3223）

代表　　072（885）1231（内線3223）

ＦＡＸ　　06（4252）9750

電子メールアドレス　sui01@city.kadoma.osaka.jp

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に令和８年12月４日（金）までに質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

4　見積合せの方法等

ア　本見積合せにおいては、金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定するものとします。

ただし、契約するに当たっては、見積り金額が、予定価格の制限の範囲内であることとします。

イ　最低額の同額見積りが２者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

ウ　見積合せ参加者が、１者に満たない場合は見積合せを中止します。

エ　契約金額決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、見積り参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

5　見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

⑴　見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り

⑵　本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り

⑶　見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り

⑷　所定の日時又は場所に提出しない見積り

⑸　記名を欠く見積り

⑹　金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り

⑺　誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り

⑻　その他見積りに関する条件に違反した見積り

⑼　必要とする書類を添付しない見積り

⑽　見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

6　契約の締結

⑴　契約書の作成を要します。

⑵　契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。契約候補者の意向確認を得た上で、３⑵ア(ｵ)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出を求めます。

7　契約保証金

契約金額に予定数量を乗じた額の100分の５以上。ただし、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第７号）第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

8　支払条件

検収払（検査完了後、請求書の受理日より30日以内の支払）

9　その他

⑴　見積合せ参加者は、実施要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

⑵　本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。

⑶　元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。

⑷　元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。

⑸　下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。

⑹　元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。

⑺　入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

10　問合せ先

門真市中町１番１号　門真市役所　本館２階

門真市環境水道部　経営総務課

電話　直通　　06(6902)5873

大代表　06(6902)1231（内線3223）

代表　　072(885)1231（内線3223）